

船員法の一部を改正する法律案参照条文

一	船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）	1
二	海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）（抄）	16
三	船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）（抄）	16
四	船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（抄）	17
五	船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（抄）	18
六	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）（抄）	18
七	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）	19
八	国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）（原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案による改正後）	20

船員法の一部を改正する法律案参照条文

○船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）
船員法目次

- 第一章 総則
- 第二章 船長の職務及び権限
- 第三章 紀律
- 第四章 雇入契約等
- 第五章 給料その他の報酬
- 第六章 労働時間、休日及び定員
- 第七章 有給休暇
- 第八章 食料並びに安全及び衛生
- 第九章 年少船員
- 第九章の二 女子船員
- 第十章 災害補償
- 第十一章 就業規則
- 第十二章 監督
- 第十三章 雑則
- 第十四章 罰則

船員法

（船員）

- 第一条 この法律で船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。
- ②・③ （略）
- 第二条 この法律で海員とは、船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対償として給料その他の報酬を支払われる者をいう。
- ② この法律で予備船員とは、前条第一項に規定する船舶に乗り組むため雇ようされている者で船内で使用されていないものをいう。
- 第三条 この法律で、職員とは、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士及び国土交通省令の定めるその他の海員をいい、部員とは、職員以外の海員をいう。

（給料及び労働時間）

- 第四条 この法律で、給料とは、船舶所有者が船員に対し一定の金額により定期に支払う報酬のうち基本となるべき固定給をいい、労働時間とは、上長の職務上の命令に基づき航海当直その他の作業に従事する時間をいう。

(船舶所有者に関する規定の適用)

第五条 この法律及びこの法律に基いて発する命令のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には、船舶管理人に、船舶貸借の場合には、船舶借入人に、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合には、その者にこれを適用する。

(この法律に違反する契約)

第三十一条 この法律で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約(予備船員については、雇用契約。以下第三十四条まで、第五十八条、第八十四条及び第百条において同じ。)は、その部分については、無効とする。この場合には、雇入契約は、その無効の部分については、この法律で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなす。

(労働条件等の明示)

第三十二条 船舶所有者は、雇入契約の締結に際し、国土交通省令の定めるところにより、船員に対して給料、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。雇入契約の変更に際しても同様とする。

② 前項の場合において、当該雇入契約に係る航海が海上運送法第二十六条第一項の規定による命令によるものであるときは、船舶所有者は船員に対してその旨を明示しなければならない。

(賠償予定の禁止)

第三十三条 船舶所有者は、雇入契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

(貯蓄金の管理等)

第三十四条 船舶所有者は、雇入契約に附随して、貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

② 船舶所有者は、船員の委託を受けてその貯蓄金を管理しようとする場合においては、国土交通省令の定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

③ 船舶所有者は、船員の委託を受けてその貯蓄金の管理をする場合において、貯蓄金の管理が預金の受入れであるときは、利子をつけなければならない。この場合において、その利率が金融機関の受け入れる預金の利率を考慮して国土交通省令の定める利率を下るときは、その国土交通省令の定める利率による利子をつけることとしたものとみなす。

④ 船員は、船舶所有者に管理を委託した貯蓄金については、いつでも、返還を請求することができる。

(労働条件の記載及び提示)

第三十六条 船長は、雇入契約が成立したときは、雇入契約により定められた労働条件を海員名簿に記載して、これを海員に示さなければならない。雇入契約の変更があつたときも同様とする。

(雇入契約の成立等の届出)

第三十七条 船長は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更(以下「雇入契約の成立等」という。)があつたときは、国土交通省令の定めるところにより、遅滞なく、海員名簿を提示して、国土交通大臣に届け出なければならない。

② 前項の場合において船長が届け出ることができないときは、船舶所有者は、船長に代わつて届け出なければならない。

(沈没等に因る雇入契約の終了)

第三十九条 船舶が左の各号の一に該当する場合には、雇入契約は、終了する。

一 沈没又は滅失したとき。

二 全く運航に堪えなくなつたとき。

② 船舶の存否が一箇月間分らないときは、船舶は、滅失したものと推定する。

③ 第一項の規定により雇入契約が終了したときでも、船員は、人命、船舶又は積荷の応急救助のために必要な作業に従事しなければならない。

④ 前項の規定により応急救助の作業に従事する場合には、第一項の規定にかかわらず、その作業が終了するまでは、雇入契約は、なお存続する。船員がその作業の終了後引き続き遺留品の保全、船員の送還その他必要な残務の処理に従事する場合において、その処理が終了するまでの間についても、同様とする。

⑤ 前項後段の規定により雇入契約が存続する間においては、船舶所有者又は船員は、いつでも、当該雇入契約を解除することができる。

(雇入契約の解除)

第四十条 船舶所有者は、左の各号の一に該当する場合には、雇入契約を解除することができる。

一 船員が著しく職務に不適任であるとき。

二 船員が著しく職務を怠つたとき、又は職務に関し船員に重大な過失のあつたとき。

三 海員が船長の指定する時までに船舶に乗り込まないとき。

四 海員が著しく船内の秩序をみだしたとき。

五 船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。

六 前各号の場合を除いて、やむを得ない事由のあるとき。

第四十一条 船員は、左の各号の一に該当する場合には、雇入契約を解除することができる。

一 船舶が雇入契約の成立の時における国籍を失つたとき。

二 雇入契約により定められた労働条件と事実とが著しく相違するとき。

三 船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。

四 船員が国土交通省令の定めるところにより教育を受けようとするとき。

② 船舶が外国の港からの航海を終了した場合において、その船舶に乗り組む船員が、二十四時間以上の期間を定めて書面で雇入契約の解除の申入をしたときは、その期間が満了した時に、その者の雇入契約は、終了する。

③ 海員は、船長の適当と認める自己の後任者を提供したときは、雇入契約を解除することができる。

第四十二条 期間の定めない雇入契約は、船舶所有者又は船員が二十四時間以上の期間を定めて書面で解除の申入をしたときは、その期間が満了した時に終了する。

(船舶所有者の変更による雇入契約の終了)

第四十三条 相続その他の包括承継の場合を除いて、船舶所有者の変更があつたときは、雇入契約は、終了する。

② 前項の場合には、雇入契約の終了の時から、船員と新所有者との間に従前と同一条件の雇入契約が存するものとみなす。この場合には、船員は、前条の規定に準じて雇入契約を解除することができる。

(送還)

第四十七条 船舶所有者は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なくその費用で、船員の希望により、雇入港又は雇入港までの送還に要する費用の範囲内で送還することのできるその他の地（雇入れのため雇入港に招致した船員及び未成年者の船員にあつては、雇入港若しくは雇入契約の成立の時ににおける船員の居住地又はこれらのいずれかまでの送還に要する費用の範囲内で送還することのできるその他の地）まで船員を送還しなければならない。ただし、送還に代えてその費用を支払うことができる。

一 第三十九条の規定により雇入契約が終了したとき。

二 第四十条第一号又は第六号の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

三 第四十条第五号又は第四十一条第一項第三号の規定により船舶所有者又は船員が雇入契約を解除したとき。ただし、船員の職務外の負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない。

四 第四十一条第一項第一号又は第二号の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

五 第四十二条の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

六 第四十三条第二項の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

七 雇入契約が期間の満了により船員の本国以外の地で終了したとき。

八 船員が第八十三条の健康証明書を受けることができないため雇入契約が解除されたとき。

(送還の費用)

第四十八条 船舶所有者の負担すべき船員の送還の費用は、送還中の運送賃、宿泊費及び食費並びに雇入契約の終了の時から遅滞なく出発する時までの宿泊費及び食費とする。

(送還手当)

第四十九条 船舶所有者は、船員の送還に要する日数に応じ給料の額と同額の送還手当を支払わなければならない。送還に代えてその費用を支払うときも同様とする。

② 前項の送還手当は、船舶所有者が送還するときは、毎月一回、送還に代えてその費用を支払うときは、その際これを支払わなければならない。

(船員手帳)

第五十条 船員は、船員手帳を受有しなければならない。

② 船長は、海員の乗船中その船員手帳を保管しなければならない。

③ 船員手帳の交付、訂正、書換及び返還に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

(給料その他の報酬の支払方法)

第五十三条 給料その他の報酬は、その全額を通貨で、第五十六条の規定による場合を除き直接船員に支払わなければならない。ただし、法令又

は労働協約に別段の定めがある場合においては給料その他の報酬の一部を控除して支払い、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は給料その他の報酬で国土交通省令で定めるものについて確実な支払の方法で国土交通省令で定めるものによる場合においては通貨以外のものを支払うことができる。

② 国土交通省令の定める報酬を除いて、給料その他の報酬は、これを毎月一回以上一定の期日に支払わなければならない。
第五十六条 船舶所有者は、船員から請求があつたときは、船員に支払わなければならない給料その他の報酬をその同居の親族又は船員の収入によつて生計を維持する者に渡さなければならない。

(労働時間)

第六十条 海員の一日当たりの労働時間は、八時間以内とする。

② 海員の一週間当たりの労働時間は、基準労働期間について平均四十時間以内とする。

③ 前項の基準労働期間とは、船舶の航行区域、航路その他の航海の期間及び態様に係る事項を勘案して国土交通省令で定める船舶の区分に応じて一年以下の範囲内において国土交通省令で定める期間（船舶所有者が就業規則その他これに準ずるものにより当該期間の範囲内においてこれと異なる期間を定めた場合又は労働協約により一年以下の範囲内においてこれらと異なる期間が定められた場合には、それぞれその定められた期間）をいう。

④ 国土交通大臣は、前項の国土交通省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、交通政策審議会の議を経なければならない。

(休日)

第六十一条 船舶所有者が海員に与えるべき休日は、前条第二項の基準労働期間について一週間当たり平均一日以上とする。

(補償休日)

第六十二条 船舶所有者は、海員の労働時間（第六十六条（第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける時間を除く。）が一週間において四十時間を超える場合又は海員に一週間において少なくとも一日の休日を与えることができない場合には、その超える時間（当該一週間において少なくとも一日の休日が与えられない場合にあっては、その超える時間が八時間を超える時間。次項において「超過時間」という。）において作業に従事すること又はその休日を与えられないことに対する補償としての休日（以下「補償休日」という。）を、当該一週間に係る第六十条第二項の基準労働期間以内にその者に与えなければならない。ただし、船舶が航海の途中にあるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由のあるときは、その事由の存する期間、補償休日を与えることを延期することができる。

② 前項の規定により与えるべき補償休日の日数は、超過時間の合計八時間当たり又は少なくとも一日の休日が与えられない一週間当たり一日を基準として、第六十条第二項及び前条の規定を遵守するために必要な日数として国土交通省令で定めるところにより算定される日数とし、その付与の単位は、一日（国土交通省令で定める場合は、国土交通省令で定める一日未満の単位）とする。

③ 第一項の規定により与えられた補償休日を含む一週間に係る同項の規定の適用については、当該補償休日はそれを与えられた海員が作業に従事した日であつて休日以外のものとみなし、その労働時間は八時間（当該補償休日が前項の国土交通省令の規定による一日未満の単位で与えら

れたものである場合には、国土交通省令で定める時間」とみなす。

④ 前三項に定めるもののほか、補償休日の付与に關し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

第六十三条 船舶所有者は、前条第一項の規定により補償休日を与えるべき船員が当該補償休日を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、その者に与えるべき補償休日の日数に應じ、国土交通省令で定める補償休日手当を支払わなければならない。

(時間外、補償休日及び休息時間の労働)

第六十四条 船長は、船舶の航海の安全を確保するため臨時の必要があるときは、第六十条第一項の規定若しくは第七十二条の二の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させ、又は第六十二条第一項若しくは第六十五条の三の規定にかかわらず、補償休日若しくは休息時間において海員を作業に従事させることができる。

② 船長は、前項に規定する場合のほか、船舶が狭い水路を通過するときにおいて航海当直の員数を増加する場合その他の国土交通省令で定める特別の必要がある場合においては、国土交通省令で定める時間を限度として、第六十条第一項の規定又は第七十二条の二の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させることができる。

第六十四条の二 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合においては、その協定で定めるところにより、第六十条第一項の規定又は第七十二条の二の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させることができる。

② 国土交通大臣は、労働時間の延長を適正なものとするため、前項の協定で定める労働時間の延長の限度その他の必要な事項について、船員の福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して基準を定めることができる。

③ 第一項の協定をする船舶所有者及び労働組合又は船員の過半数を代表する者は、当該協定で労働時間の延長を定めるに当たり、当該協定の内容が前項の基準に適合したものとなるようにしなければならない。

④ 国土交通大臣は、第二項の基準に關し、第一項の協定をする船舶所有者及び労働組合又は船員の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

第六十五条 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合においては、第六十二条第一項の規定にかかわらず、その協定で定めるところにより、かつ、国土交通省令で定める補償休日の日数を限度として、補償休日において海員を作業に従事させることができる。

(労働時間の限度)

第六十五条の二 第六十四条第二項又は第六十四条の二第一項の規定により第六十条第一項の規定又は第七十二条の二の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させる場合であっても、海員の一日当たりの労働時間及び一週間当たりの労働時間は、第六十条第一項の規定及び第七十二条の二の国土交通省令の規定による労働時間を含め、それぞれ十四時間及び七十二時間を限度とする。

② 船舶所有者は、海員を前項に規定する労働時間の限度を超えて作業に従事させてはならない。

③ 第六十四条第一項の規定により海員が作業に従事した労働時間は、第一項に規定する労働時間には算入しないものとする。

④ 第一項及び第二項の規定は、海底の掘削に従事する船舶その他のその航海の様子が特殊であるため海員がこれらの規定によることが著しく不
適当な職務に従事することとなると認められる船舶として国土交通省令で定めるものについては、適用しない。

(休息时间)

第六十五条の三 船舶所有者は、休息時間を一日について三回以上に分割して海員に与えてはならない。

② 船舶所有者は、前項に規定する休息時間を一日について二回に分割して海員に与える場合において、休息時間のうち、いずれか長い方の休息
時間を六時間以上としなければならない。

(割増手当)

第六十六条 船舶所有者は、第六十四条から第六十五条までの規定により、海員が、第六十条第一項の規定若しくは第七十二条の二の国土交通省
令の規定による労働時間の制限を超えて又は補償休日において作業に従事したときは、国土交通省令で定める割増手当を支払わなければならない。
い。

(通常配置表)

第六十六条の二 船長は、第十二条から第十四条までに規定する場合その他非常の場合以外の通常の場合における海員の船内作業の時間帯及び作
業内容に関し、国土交通省令で定めるところにより、通常配置表を定め、これを船員室その他適当な場所に掲示しておかなければならない。

(記録簿の備置き等)

第六十七条 船長は、国土交通省令で定めるところにより、船内に帳簿を備え置いて、労働時間、補償休日、休息时间及び第六十六条の割増手当
に関する事項を記載しなければならない。

② 船長は、国土交通省令で定めるところにより、海員に対し、前項の帳簿の写しを交付しなければならない。

③ 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、休日付与簿を備え置いて、船員に対する休日の付与に関する事項を記載しなければなら
ない。

(例外規定)

第六十八条 第六十条から前条までの規定及び第七十二条の二の国土交通省令の規定は、海員が船長の命令により、次の作業に従事する場合に
は、これを適用しない。

一 人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業

二 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業

三 航海当直の通常の交代のために必要な作業

(定員)

第六十九条 船舶所有者は、国土交通省令の定める場合を除いて、第六十条第一項の規定又は第七十二条の二の国土交通省令の規定を遵守するた
めに必要な海員の定員を定めて、その員数の海員を乗り組ませなければならない。

② 船舶所有者は、航海中海員に欠員を生じたときは、遅滞なくその欠員を補充しなければならない。

第七十条 船舶所有者は、前条の規定によるほか、航海当直その他の船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な員数の海員を乗り組ませなければならない。

(適用範囲等)

第七十一条 第六十条から第六十九条までの規定は、次の船舶については、これを適用しない。

一 帆船

二 漁船

三 海員が断続的作業に従事する船舶で船舶所有者が国土交通大臣の許可を受けたもの

② 前項各号の船舶に係る前条の規定の適用については、同条中「前条の規定によるほか、航海当直」とあるのは、「航海当直」とする。

第七十二条 第六十条から第六十九条までの規定は、次の者には、これを適用しない。

- 一 甲板部、機関部又は無線部の最上位にある職員で航海当直をしない者その他これらに準ずる者で国土交通省令で定めるもの
- 二 医師及び専ら看護に従事する者

(特例)

第七十二条の二 定期的に短距離の航路に就航するため入出港が頻繁である船舶その他のその航海の態様が特殊であるため海員が第六十条第一項の規定によることが著しく不適当な職務に従事することとなると認められる船舶で国土交通大臣の指定するものに関しては、当該船舶の航海の態様及び当該海員の職務に応じ、国土交通省令で定める一定の期間を平均した一日当たりの労働時間が八時間を超えず、かつ、一日当たりの労働時間が十四時間を超えない範囲内において、海員の一日当たりの労働時間について国土交通省令で別段の定めをすることができる。

第七十三条 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、交通政策審議会の決議により、第六十条から第六十九条までの規定の適用を受けない船員の労働時間、休日及び定員に関し必要な国土交通省令を発することができる。

(食料の支給)

第八十条 船舶所有者は、船員の乗船中国土交通省令の定めるところにより、これに食料を支給しなければならない。

② 遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶で総トン数七百トン以上のもの又は国土交通省令の定める漁船に乗り組む船員に支給する食料は、国土交通大臣の定める食料表によらなければならない。

(安全及び衛生)

第八十一条 船舶所有者は、作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項を遵守しなければならない。

② 船舶所有者は、国土交通省令の定める危険な船内作業については、国土交通省令の定める経験又は技能を有しない船員を従事させてはならない。

③ 船舶所有者は、次に掲げる船員を作業に従事させてはならない。

- 一 伝染病にかかった船員
- 二 心身の障害により作業を適正に行うことができない船員として国土交通省令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、労働に従事することによつて病勢の増悪するおそれのある疾病として国土交通省令で定めるものにかつた船員

④ 船員は、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項を遵守しなければならない。
(医師)

第八十二条 船舶所有者は、左の船舶には、医師を乗り組ませなければならない。但し、国内各港間を航海するとき、国土交通省令の定める区域のみを航海するとき、又は国土交通省令の定める短期間の航海を行なう場合若しくはやむを得ない事由がある場合において国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

一 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数三千トン以上の船舶で最大とう載人員百人以上のもの

二 前号に掲げる船舶以外の遠洋区域を航行区域とする国土交通省令の定める船舶で国土交通大臣の指定する航路に就航するもの

三 (略)

(衛生管理者)

第八十二条の二 船舶所有者は、左の船舶(前条各号に掲げるものを除く。)については、乗組員の中から衛生管理者を選任しなければならない。但し、国内各港間を航海する場合又は国土交通省令の定める区域のみを航海する場合は、この限りでない。

一 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数三千トン以上の船舶

二 国土交通省令の定める漁船

② 衛生管理者は、衛生管理者適任証書を受有する者でなければならない。但し、やむを得ない事由がある場合において、国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

③ 国土交通大臣は、左に掲げる者に衛生管理者適任証書を交付する。

一 国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣の行なう試験に合格した者

二 国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

④・⑤ (略)

(健康証明書)

第八十三条 船舶所有者は、国土交通大臣の指定する医師が船内労働に適することを証明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませてはならない。

② (略)

(未成年者の行為能力)

第八十四条 未成年者が船員となるには、法定代理人の許可を受けなければならない。

② 前項の許可を受けた者は、雇入契約に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

(年少船員の就業制限)

第八十五条 船舶所有者は、年齢十五歳未満の者を船員として使用してはならない。但し、同一の家庭に属する者のみを使用する船舶について

は、この限りでない。

② 船舶所有者は、年齢十八年未満の船員を第八十一条第二項の国土交通省令の定める危険な船内作業又は国土交通省令の定める当該船員の安全及び衛生上有害な作業に従事させてはならない。

③・④ (略)

(年少船員の夜間労働の禁止)

第八十六条 船舶所有者は、年齢十八年未満の船員を午後八時から翌日の午前五時までの間において作業に従事させてはならない。ただし、国土交通省令の定める場合において午前零時から午前五時までの間を含む連続した九時間の休息をさせるときは、この限りでない。

② 前項の規定は、第六十八条第一号の作業に従事させる場合には、これを適用しない。

③ 第一項の規定は、漁船及び船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、これを適用しない。

(妊産婦の就業制限)

第八十七条 船舶所有者は、妊娠中の女子を船内で使用してはならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

一 国土交通省令で定める範囲の航海に関し、妊娠中の女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたとき。

二 女子の船員が妊娠中であることが航海中に判明した場合において、その者が当該船舶の航海の安全を図るために必要な作業に従事するとき。

② 船舶所有者は、出産後八週間を経過しない女子を船内で使用してはならない。ただし、出産後六週間を経過した女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、この限りでない。

③ 船舶所有者は、第一項ただし書の規定に基づき、妊娠中の女子を船内で作業に従事させる場合において、その女子の申出があつたときは、その者を軽易な作業に従事させなければならない。

(妊産婦の労働時間及び休日の特例)

第八十八条の二 第六章(第六十条第二項及び第三項、第六十二条並びに第六十三条の規定を除く。)の規定は、妊産婦の海員の労働時間及び休日については、これを適用しない。

第八十八条の二の二 妊産婦の船員の一日当たりの労働時間は、八時間以内とする。

② 船舶所有者は、妊産婦の船員を前項に規定する労働時間を超えて作業に従事させてはならない。ただし、出産後八週間を経過した妊産婦の船員がその労働時間を超えて作業に従事することを申し出た場合(妊産婦の海員にあつては、第六十四条に規定する場合に限る。)において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、この限りでない。

③ 第六十五条の二第一項から第三項まで、第六十五条の三、第六十六条並びに第六十七条第一項及び第二項の規定は、前項ただし書の規定により妊産婦の海員(第七十二条各号に掲げる者を除く。)が労働時間の制限を超えて作業に従事した場合について準用する。この場合において、第六十五条の二第一項中「第六十条第一項の規定又は第七十二条の二の国土交通省令の規定」とあるのは「第八十八条の二の二第一項の規定」と、「第六十条第一項の規定及び第七十二条の二の国土交通省令の規定」とあるのは「同項の規定」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第

八十八条の二の二第三項において準用する前項」と、同条第三項中「第一項に」とあるのは「八十八条の二の二第三項において準用する第一項に」と、第六十五条の三第二項中「前項」とあるのは「八十八条の二の二第三項において準用する前項」と、第六十六条中「第六十条第一項の規定若しくは第七十二条の二の国土交通省令の規定」とあるのは「第八十八条の二の二第二項の規定」と、第六十七条第一項中「補償休日、休息时间及び第六十六条の割増手当」とあるのは「休息时间及び第八十八条の二の二第三項において準用する第六十六条の割増手当」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十八条の二の二第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第八十八条の三 船舶所有者は、妊産婦の船員に一週間について少なくとも一日の休日（第六十二条第一項の規定により与えられる補償休日を除く。）を与えなければならない。

② 妊産婦の海員に係る第六十二条の規定の適用については、同条第一項中「一週間において四十時間を超える場合又は海員に一週間において少なくとも一日の休日を与えることができない場合」とあるのは「一週間において四十時間を超える場合」と、「作業に従事すること又はその休日を与えられないこと」とあるのは「作業に従事すること」と、同条第二項中「超過時間の合計八時間当たり又は少なくとも一日の休日を与えられない一週間当たり一日を基準として、第六十条第二項及び前条」とあるのは「超過時間の合計八時間当たり一日を基準として、第六十条第二項」とする。

③ 船舶所有者は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員が休日において作業に従事することを申し出た場合（妊産婦の海員にあつては、第六十条第一項又は第六十五条に規定する場合に限る。）において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めるときは、第一項及び前項の規定により読み替えて適用する第六十二条第一項の規定にかかわらず、当該妊産婦の船員を休日において作業に従事させることができる。

④ 第六十六条の規定は前項の規定により妊産婦の海員（第七十二条各号に掲げる者を除く。）が休日において作業に従事した場合について、第六十七条の規定は妊産婦の船員が乗り組む船舶の船長及び船舶所有者について準用する。この場合において、同条第一項中「第六十六条の割増手当」とあるのは「第八十八条の三第四項において準用する第六十六条の割増手当」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十八条の三第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（妊産婦の夜間労働の制限）

第八十八条の四 船舶所有者は、妊産婦の船員を午後八時から翌日の午前五時までの間において作業に従事させてはならない。ただし、国土交通省令で定める場合において、これと異なる時刻の間において午前零時前後にわたり連続して九時間休息させるときは、この限りでない。

② 前項の規定は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員が同項本文の時刻の間において作業に従事すること又は同項ただし書の規定による休息時間を短縮することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めるときは、これを適用しない。

（例外規定）

第八十八条の五 第六十条第二項及び第三項、第六十二条、第六十三条並びに前三条の規定は、船舶所有者が妊産婦の船員を第六十八条第一号の作業に従事させる場合には、これを適用しない。

（生理日における就業制限）

第八十八条の七 船舶所有者は、生理日における就業が著しく困難な女子の船員の請求があつたときは、その者を生理日において作業に従事させてはならない。

(療養補償)

第八十九条 船員が職務上負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、その負傷又は疾病がなおるまで、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。

② 船員が雇入契約存続中職務外で負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、三箇月の範囲内において、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない。

(他の給付との関係)

第九十五条 第八十九条から前条までの規定により療養又は費用、手当若しくは葬祭料の支払(以下災害補償と総称する。)を受くべき者が、その災害補償を受くべき事由と同一の事由により労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)若しくは船員保険法による保険給付又は国土交通省令で指定する法令に基いて災害補償に相当する給付を受くべきときは、船舶所有者は、災害補償の責を免れる。

(就業規則の効力)

第一百条 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約は、その部分については、無効とする。この場合には、雇入契約は、その無効の部分については、就業規則で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなす。

(監督命令等)

第一百一条 国土交通大臣は、この法律、労働基準法(船員の労働関係について適用される部分に限る。以下同じ。)又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実があると認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、その違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

② 国土交通大臣は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、船舶所有者又は船員がその命令に従わない場合において、船舶の航海の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。この場合において、その船舶が航行中であるときは、国土交通大臣は、その船舶の入港すべき港を指定することができる。

③ 国土交通大臣は、前項の規定による処分に係る船舶について、第一項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちにその処分を取り消さなければならない。

(市町村が処理する事務)

第一百四条 この法律に規定する国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令の定める基準により国土交通大臣の指定する市町村長が行うことができる。

②・③ (略)

第一百七条 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者、船員その他の関係者に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、若しくは報告をさせ、又は船舶その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは船舶所有者、船員その他の関係者に質問をすることができる。

② 船員労務官は、必要があると認めるときは、旅客その他船内にある者に質問をすることができる。

③ 前二項の場合には、船員労務官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

④・⑤ (略)

(船員の申告)

第一百十二条 この法律、労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実があるときは、船員は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長又は船員労務官にその事実を申告することができる。

② 船舶所有者は、前項の申告をしたことを理由として、船員を解雇しその他船員に対して不利益な取扱を与えてはならない。

(就業規則等の公示)

第一百三十三条 船舶所有者は、この法律、労働基準法、この法律に基づいて発する命令、労働協約、就業規則並びに第三十四条第二項、第六十四条の二第一項及び第六十五条の協定を記載した書類を船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示し、又は備え置かなければならない。

(付加金の支払)

第一百六条 船舶所有者は、第四十四条の三から第四十七条まで、第四十九条、第六十三条、第六十六条(第八十八条の二の二第三項及び第八十条の三第四項において準用する場合を含む。)、又は第七十八条の規定に違反したときは、これらの規定により船舶所有者が支払うべき金額(第四十七条の場合には送還の費用)についての次項の規定による請求の時における未払金額に相当する額の付加金を船員に支払わなければならない。

② 船員は、裁判所に対する訴えによつてのみ前項の付加金の支払を請求することができる。ただし、その訴えは、同項に規定する違反のあつた時から二年以内にこれをしなければならぬ。

(航海当直部員)

第一百七条の二 船舶所有者は、国土交通省令の定める船舶に航海当直をすべき職務を有する部員(第五項において「航海当直部員」という。))として部員を乗り組ませようとする場合には、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令の定めるところにより乗り組ませなければならない。

②⑤ (略)

(救命艇手)

第一百八条 船舶所有者は、国土交通省令の定める船舶については、乗組員の中から国土交通省令の定める員数の救命艇手を選任しなければならない。

② 救命艇手は、救命艇手適任証書を受有する者でなければならない。

③ 国土交通大臣は、左に掲げる者に救命艇手適任証書を交付する。

一 国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣の行なう試験に合格した者

二 国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

④⑥ (略)

(外国船舶の監督)

第二百十條の三 国土交通大臣は、その職員に、日本船舶以外の船舶（第一条第一項の国土交通省令の定める船舶及び同条第二項各号に定める船舶を除く。）で国土交通省令の定めるものが国内の港にある間、その船舶に立ち入り、その船舶の乗組員が次に定める要件を満たしているかどうかについて検査を行わせることができる。

一 その船舶が国籍を有する国が定める船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な海員の定員に従った員数の海員が乗り組んでいること。

二 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に定める航海当直の基準に従った航海当直を実施していること。

三 操舵設備又は消防設備の操作その他の航海の安全の確保に関し国土交通省令の定める事項を適切に実施するために必要な知識及び能力を有していること。

② 国土交通大臣は、前項の検査を行う場合において必要があると認めるときは、その必要と認める限度において、その船舶の帳簿書類その他の物件を検査し、その船舶の乗組員に質問し、又はその船舶の乗組員が同項第三号に定める知識及び能力を有するかどうかについて審査を行うことができる。

③ 国土交通大臣は、第一項の規定による検査の結果、その船舶の乗組員が同項各号の一に定める要件を満たしていないと認めるときは、その船舶の船長に対し、その要件を満たすための措置をとるべきことを文書により通告するものとする。

④ 国土交通大臣は、前項の規定に基づく通告をしたにもかかわらず、なお第一項各号の一に定める要件を満たすための措置がとられていない場合において、その船舶の大きさ及び種類並びに航海の期間及び態様を考慮して、航海を継続することが人の生命、身体若しくは財産に危険を生ぜしめ、又は海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

⑤ 国土交通大臣があらかじめ指定するその職員は、前項に規定する場合において、人の生命、身体若しくは財産に対する危険を防止し、又は海洋環境の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

⑥ 第一条第三項の規定は第四項の場合について、第七十条第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第一百一条第三項中「前項」とあるのは「第二百十條の三第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一項各号に定める要件を満たすための措置がとられた」と、第七十条第三項中「前二項」とあるのは「第二百十條の三第一項」と、「船員労務官」とあるのは「同条第一項の規定により立入検査をする職員」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第二百十條の三第一項」と読み替えるものとする。

（手数料の納付）

第二百一十一條の二 船員手帳の交付、訂正若しくは書換え若しくは衛生管理者適任証書若しくは救命艇手適任証書の再交付の申請をし、又は衛生管理者若しくは救命艇手の試験を受け、若しくはこれらの資格の認定を申請しようとする者（百四條第一項の規定により市町村長が行う事務に係る申請をする者を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

第二百二十六條 船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条、第十条、第十一条、第十四条の三第一項、第十六条、第十七条、第三十六条、第五十条第二項、第五十五条、第六十六条の二又は第六十七条第二項（第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
 - 二 第九条の規定に違反して予定の航路を変更したとき。
 - 三 第十三条の規定に違反して告げなかつたとき。
 - 四 第十五条の規定に基づいて発する国土交通省令に違反して水葬に付したとき。
 - 五 第十八条の規定による書類を備え置かず、又は同条第一項第二号から第四号までの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
 - 六 第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 七 第六十七条第一項（第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿を備え置かず、又は帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 第三百三十条 船舶所有者が第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の三第一項若しくは第三項、第四十五条から第四十七条まで、第四十九条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の二第二項（第八十八条の二の二第三項において準用する場合を含む。）、第六十六条（第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第七十四条、第七十八条、第八十条、第八十一条第一項から第三項まで、第八十二条、第八十六条第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十八条の二の二第二項、第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十九条、第九十一条から第九十四条まで、第一百二十二条第二項、第一百二十七条の二第一項、第一百二十七条の三第一項、第一百八条の二若しくは第一百八条の三の規定に違反し、又は第七十条の規定に基づいて発する国土交通省令に違反したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 第三百三十一条 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第三十二条、第三十四条第二項、第五十三条、第五十四条、第五十六条、第五十八条第一項、第八十二条の二第一項、第八十三条第一項、第八十五条第三項、第八十八条の七又は第一百十三条の規定に違反したとき。
 - 二 第三十四条第四項の規定による船員の請求にかかわらず、貯蓄金を返還しなかつたとき。
 - 三 第五十八条の二又は第六十七条第三項（第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿を備え置かず、又は帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
 - 四 第一百一十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第三十七条の規定に違反して雇入契約の成立等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 二 削除
 - 三 自己の船員手帳を棄損した者
 - 四 第五十条第三項の規定に基づいて発する国土交通省令に違反した者
 - 五 詐偽その他の不正行為をもつて船員手帳の交付、訂正又は書換えを受けた者

- 六 他人の船員手帳を行使した者
 - 七 第九十七条の規定による就業規則の作成若しくは届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 八 第九十八条の規定に違反した者
 - 九 第九十九条の規定による命令に違反した者
 - 十 第一百一条第一項の規定による命令に違反した者
 - 十一 第一百七条第一項の規定による出頭の命令に 응せず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - 十二 第九十九条の規定に違反した者
 - 十三 第一百十二条第一項に定める場合において、虚偽の申告をした者
 - 十四 第二百二十条の三第一項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 十五 第二百二十条の三第二項の規定による検査若しくは審査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第三百三十五条 船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が船舶所有者の業務に関し第二百二十九条から第三十一条まで、第三百三十二条第一号又は第三百三十三条第一号若しくは第七号から第十一号までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その船舶所有者に対して、各本条の罰金刑を科する。
- ② 第九十七条第三項に規定する団体の代表者、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務に関し第三百三十三条第七号から第九号まで又は第十一号の違反行為をしたときは、前項の規定を準用する。

○海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）（抄）

（航海命令）

第二十六条 国土交通大臣は、航海が災害の救助その他公共の安全の維持のため必要であり、かつ、自発的に当該航海を行う者が不在の場合又は著しく不足する場合に限り、船舶運航事業者に対し航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命ずることができる。

2 6 （略）

○船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）（抄）

（定義）

第六条 （略）

2 （略）

3 この法律で「船員職業紹介事業」とは、船員職業紹介を業として行うことをいう。

4 6 （略）

7 この法律で「船員の募集」とは、船員を雇用しようとする者が自ら又は他人をして船員となろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘することをいう。

8～16 (略)

(無料の船員職業紹介事業の許可)

第三十四条 船舶所有者を代表する団体、船員を代表する団体、船舶所有者及び船員を代表する協同の団体又は公益を目的とする団体で次の条件を具備するものは、国土交通大臣の許可を受けて、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。

- 一 当該団体の行う船員職業紹介が有料でなく、かつ、その事業が営利を目的としないこと。
- 二 国庫から補助金を受けないで無料の船員職業紹介事業を行うこと。

2・3 (略)

(学校等の行う無料の船員職業紹介事業)

第四十条 次の各号に掲げる施設の長は、国土交通大臣に届け出て、当該各号に定める者（これらの者に準ずる者として国土交通省令で定めるものを含む。）について、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。

- 一 学校（小学校及び幼稚園を除く。） 当該学校の学生生徒等
- 二 専修学校（学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。） 当該専修学校の生徒又は当該専修学校を卒業した者
- 三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、船員の教育訓練に関する業務を行うものとして国土交通省令で定めるものに限る。） 当該独立行政法人の行う船員の教育訓練を受ける者又は当該船員の教育訓練を修了した者

2～5 (略)

(委託募集)

第四十四条 船舶所有者は、その被用者以外の者に報酬を与えて船員の募集を行わせようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。

2 船員の募集を行う者（船舶所有者及び船員の募集に従事する被用者を除く。以下「募集受託者」という。）は、同時に二以上の船舶所有者のため募集を行つてはならない。

○船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（抄）
(指定)

第七条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる事業（以下「船員雇用促進等事業」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるときは、この章の定めるところにより船員雇用促進等事業を行う者として、指定することができる。

- 一 申請者が一般社団法人又は一般財団法人であること。

- 二 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から五年を経過していない者でないこと。
- 三 申請者の役員のうちに、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものがないこと。
- 四 申請者の役員のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、若しくはこの法律若しくは船員職業安定法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者がいないこと。
- 2 国土交通大臣は、前項の指定をしたときは、その指定した者（以下「船員雇用促進センター」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。
- 3・4 (略)

○船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（抄）

- 第九条 管海官庁ハ定期検査ニ合格シタル船舶ニ対シテハ其ノ航行区域（漁船ニ付テハ従業制限）、最大搭載人員、制限汽圧及満載吃水線ノ位置ヲ定メ船舶検査証書及船舶検査済票（小型船舶ニ限ル）ヲ交付スベシ
- ② 管海官庁ハ臨時航行検査ニ合格シタル船舶ニ対シテハ臨時航行許可証ヲ交付スベシ
 - ③⑥ (略)

○船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）（抄）
（定義）

- 第二条 この法律において「船舶」とは、第二十九条の三に規定する場合を除き、日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。））、日本船舶を所有することができる者が借り入れた日本船舶以外の船舶（国土交通省令で定めるものを除く。）又は本邦の各港間若しくは湖、川若しくは港のみを航行する日本船舶以外の船舶であつて、次に掲げる船舶以外のものをいう。
- 一 ろかいのみをもつて運転する舟
 - 二 係留船その他国土交通省令で定める船舶
 - 2 この法律において「船舶職員」とは、船舶において、船長の職務を行う者（小型船舶操縦者を除く。）並びに航海士、機関長、機関士、通信長及び通信士の職務を行う者をいう。
 - 3 (略)
 - 4 この法律において「小型船舶操縦者」とは、小型船舶（総トン数二十トン未満の船舶及び一人で操縦を行う構造の船舶であつてその運航及び機関の運転に関する業務の内容が総トン数二十トン未満の船舶と同等であるものとして国土交通省令で定める総トン数二十トン以上の船舶をいう。以下同じ。）の船長をいう。
 - 5・6 (略)

（船舶職員の乗組みに関する基準）

第十八条 船舶所有者は、その船舶に、船舶の用途、航行する区域、大きさ、推進機関の出力その他の船舶の航行の安全に関する事項を考慮して

政令で定める船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者に関する基準（以下「乗組み基準」という。）に従い、船長及び船長以外の船舶職員として、それぞれ海技免状を受有する海技士を乗り組ませなければならぬ。ただし、第二十条第一項の規定による許可を受けた場合において、同条第二項の規定により指定された資格の海技士を指定された職の船舶職員として乗り組ませ、かつ、同項の規定により条件又は期限が付されている場合において、その条件を満たしており、又はその期限内であるときは、この限りでない。

2 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶には、二十歳に満たない者を船長又は機関長の職務を行う船舶職員として乗り組ませるはならない。

3 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶には、国土交通省令で定める電波法第四十条の資格について同法第四十一条の免許を受けた者以外の者を船長又は航海士の職務を行う船舶職員として乗り組ませるはならない。

（航海中の欠員）

第十九条 前条の規定は、船舶職員として乗り組んだ海技士の死亡その他やむを得ない事由により船舶の航海中に船舶職員に欠員を生じた場合には、その限度において、当該船舶については、適用しない。ただし、その航海の終了後は、この限りでない。

2・3 （略）

（締約国の資格証明書を受有する者の特例）

第二十三条 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「条約」という。）の締約国が発給した条約に適合する船舶の運航又は機関の運転に関する資格証明書（以下「締約国資格証明書」という。）を受有する者であつて国土交通大臣の承認を受けたものは、第四条第一項の規定にかかわらず、船舶職員になることができる。

2 国土交通大臣は、前項の承認をするときは、その申請者が受有する締約国資格証明書を発給した締約国において当該締約国資格証明書で乗り組むことができることとされている船舶及びその船舶において行うことができることとされている職務の範囲内で、船舶職員として乗り組むことができる船舶及びその船舶における職の範囲（以下「就業範囲」という。）を指定して行う。

3・4 （略）

5 船舶所有者は、その船舶に、第十八条第一項の規定により乗り組ませなければならぬものとされている海技士に代えて、第一項の承認を受けた者であつて乗組み基準に定める職（第二十条第一項の規定による許可を受けた場合においては、同条第二項の規定により指定された職。以下同じ。）を第二項の規定により就業範囲として指定されたものを、乗組み基準に定める職の船舶職員として乗り組ませることができる。

6・7 （略）

○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）
（療養の給付）

第五十三条 被保険者又は被保険者であつた者の給付対象傷病に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四〇六 (略)

二〇八 (略)

(移送費)

第六十八条 被保険者又は被保険者であった者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養を含む。）を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支給する。

二 (略)

第一百三條 被保険者又は被保険者であった者が、故意に給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、行わない。

二 被保険者又は被保険者であった者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、故意に闘争し若しくは著しい不行跡を行ったことにより、故意に危害予防に関する業務上の監督者の指示に従わないことにより、又は正当な理由がなくて故意に療養に関する指示に従わないことにより給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）（原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案による改正後）

(所掌事務)

第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇九七 (略)

九十八 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

九十九〇百二十七 (略)